

事業者 殿

一般社団法人熊谷地区労働基準協会

職長等監督者の安全衛生教育の案内

事業主は、新たに職務に就くことになった職長及び作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないと義務付けられております（労働安全衛生法第60条）。

作業の直接の責任者である職長等監督者は、事業主から権限を委譲された事項については法的責任を負うこととなります。当協会は、事業主に代わり職長等監督者教育を実施することにいたしました。新任の職長又は職長に準ずる方で職長教育を受けていない方たちを、受講させるようご案内申し上げます。

★労働安全衛生法施行令の改正について(令和5年4月1日施行)

職長等監督者に対する安全衛生が必要な業種（製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業）に、**食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業が新たに加わります。**

該当業種の事業主は、対象の従業員の方へ本安全衛生教育を受講させて下さい。

記

- 1 日 時 令和4年10月17日(月)9時40分～18時(受付開始9時20分)
10月18日(火)9時35分～17時
- 2 会 場 熊谷市立勤労会館 大ホール(秩父鉄道 石原駅下車徒歩10分)
熊谷市石原1407番地1 TEL:048-523-3122
- 3 募集人員 **100名 募集締切り 10月5日(水) (最少催行人員 20名) (定員超過時はキャンセル待ち)**
- 4 科 目 第1編:職長の役割 参考1:職長の立場よりみた労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)
第2編:職長の職務 参考2:ゼロ災害全員参加運動と職長の関わり
*上記について実践的内容の詳細を指導する。
- 5 費 用 **17,380円**(受講料、テキスト代)(税込)、当協会員 16,380円(同)、当協会健康診断 15,380円(同)
※納付いただいた講習費用は、お返ししません。事前変更申請による許可者の受講は可。
- 6 修了証 本講習の全課程修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 申込方法 ①申込み:まず申込書に必要事項と口座振込予定日他を記入してFAXで申込み下さい。
FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ、下記協会宛に講習費用を口座振込して下さい。
※個人申込みは、本人確認のため顔写真付き公的書類(運転免許証等)の写しを添付して下さい。
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
②受講票は、本申込書を確認後に担当者宛にFAXで送ります。当日受付に提示して下さい。
③講習費用は、指定期間内**9月5日～10月5日(水)に納入して下さい。**
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効となります。
④申 込 先:(一社)熊谷地区労働基準協会
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストビル1階
⑤振 込 先:埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料は負担願います)
- 8 その他 (1)事務処理上、講習当日の受付はしません。(2)テキストは講習当日に渡します。
(3)当日の代替者の出席受講は認めません。(4)講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。
(5)昼食は各自で用意下さい。会場で飲食可。
(6)駐車場完備92台 ※隣接(徒歩3分)の赤城神社の共用駐車場も常時利用可。
《切り離さずにFAXして下さい》

職長等監督者の安全衛生教育 申込書

受講 No	氏名(フリガナ)	生年月日	住 所
		平成・昭和 年 月 日	〒 —

※本申込書に記入いただいた個人情報は、講習実施の目的以外に使用しません

令和 年 月 日

一般社団法人熊谷地区労働基準協会長 殿

〒 —

所在地:

※講習費用納入は9月5日～10月5日(水)です

事業場名:

講習費用の口座振込予定 月 日 ()

金額/¥ ※振込手数料は負担願います

連絡部署: Tel () —

担当者名: Fax () —